

令和6年第4回平群町議会

定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日	令和6年9月20日		
招 集 の 場 所	平群町議会議場		
開 会 （ 開 議 ）	9月20日午後2時0分宣告（第4日）		
出 席 議 員	1 番 関 順 子 3 番 岩 崎 真 滋 5 番 山 本 隆 史 7 番 植 田 い ず み 9 番 井 戸 太 郎 1 1 番 森 田 勝	2 番 須 藤 啓 二 4 番 長 良 俊 一 6 番 稲 月 敏 子 8 番 山 口 昌 亮 1 0 番 山 田 仁 樹 1 2 番 馬 本 隆 夫	
欠 席 議 員	な し		
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 理 事 総 務 部 長 住 民 福 祉 部 長 事 業 部 長 教 育 部 長 政 策 推 進 課 長 総 務 防 災 課 長 税 務 課 長 住 民 生 活 課 長 健 康 保 険 課 長 福 祉 課 長 こ ども 支 援 課 長 観 光 産 業 課 長 都 市 建 設 課 長 上 下 水 道 課 長 教 育 委 員 会 総 務 課 長 健 康 保 険 課 参 事 都 市 建 設 課 参 事	西 脇 洋 貴 植 田 充 彦 上 田 薫 寺 口 浩 代 山 崎 孔 史 松 本 光 弘 西 岡 勝 三 川 西 貴 通 浦 井 久 嘉 岡 田 康 裕 勝 山 修 志 木 崎 広 親 東 川 美 和 浅 井 実 千 代 西 岡 直 美 竹 吉 一 人 松 本 浩 至 田 中 伸 明 酒 井 智 志 石 見 幹 子 島 野 千 洋	

本会議に職務のため出席した者の職氏名	議 会 事 務 局 長 浅 井 利 育 主 幹 高 橋 恭 世 主 査 竹 村 恵
町 長 提 出 議 案 の 題 目	第 1 号に同じ
議 員 提 出 議 案 の 題 目	発議第 6 号 訪問介護の基本報酬引き下げの撤回と、介護 報酬引き上げの再改定を早急に行うよう求める意見書（案）
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和 6 年 第 4 回 (9 月)

平群町議会定例会議事日程 (第 4 号)

令和 6 年 9 月 2 0 日 (金)

午後 2 時開議

日程第 1	認定第 1 号	令和 5 年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告)
日程第 2	認定第 2 号	令和 5 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告)
日程第 3	認定第 3 号	令和 5 年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告)
日程第 4	認定第 4 号	令和 5 年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告)
日程第 5	認定第 5 号	令和 5 年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告)
日程第 6	認定第 6 号	令和 5 年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告)
日程第 7	認定第 7 号	令和 5 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告)
日程第 8	認定第 8 号	令和 5 年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告)
日程第 9	認定第 9 号	令和 5 年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告)
日程第 1 0	認定第 1 0 号	令和 5 年度平群町水道事業会計決算の認定について (決算審査特別委員長報告)
日程第 1 1	認定第 1 1 号	令和 5 年度平群町下水道事業会計決算の認定について (決算審査特別委員長報告)
日程第 1 2	発議第 6 号	訪問介護の基本報酬引き下げの撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うよう求める意見書 (案)
日程第 1 3		委員会の閉会中の継続調査の件

再 開 （午後 2 時 0 0 分）

○議 長

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は 12 名で定足数に達しておりますので、令和 6 年平群町議会第 4 回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。

議事日程表に従い議事を進めてまいります。

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 認定第 1 号 | 令和 5 年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 | 認定第 2 号 | 令和 5 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 認定第 3 号 | 令和 5 年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 認定第 4 号 | 令和 5 年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 認定第 5 号 | 令和 5 年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 認定第 6 号 | 令和 5 年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 7 | 認定第 7 号 | 令和 5 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 8 | 認定第 8 号 | 令和 5 年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 9 | 認定第 9 号 | 令和 5 年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 10 | 認定第 10 号 | 令和 5 年度平群町水道事業会計決算の認定について |
| 日程第 11 | 認定第 11 号 | 令和 5 年度平群町下水道事業会計決算の認定について |

以上 11 件を会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。

本案 11 件については決算審査特別委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。岩崎決算審査特別委員会委員長。

○決算審査特別委員長（岩崎真滋）

決算審査特別委員会委員長報告。

去る 9 月 3 日、令和 6 年平群町議会第 4 回定例会の本会議において付託を受けた令和 5 年度平群町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに平群町水道事業会計決算、平群町下水道事業会計決算の認定 11 件につきまして、本委員会での審査内容と審査結果を報告します。

認定第 1 号 令和 5 年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額 81 億 7,603 万 1,406 円、歳出総額 78 億 5,161 万 7,552 円で、形式収支は 3 億 2,441 万 3,854 円で黒字となりました。翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は 3 億 1,396 万 3,854 円の黒字決算となっています。令和 5 年度の単年度収支は 4,447 万 5,138 円の赤字となりましたが、財政調整基金を 1 億 2,600 万円取り崩し、公債費で 3 億 2,690 万 2,000 円の繰上償還を実施しており、これを差引きすると、実質単年度収支は 1 億 5,642 万 6,862 円の黒字となりました。

決算認定の審査に当たっては、歳出は款ごとに、歳入は一括して審査いたしました。審査の主な内容は次のとおりです。

歳出全般。

正規職員の退職による減員はあるが、いかに住民サービスを維持しながら、生産性向上を求められていることについてどのように捉えているのかとただされ、人材とはまさしくまちづくりの根幹であり、業務の精査を図りながら、真に必要な人材の確保について、また、育成については非常に重く考えているとの答弁がありました。

緊急財政健全化計画の財政指標の目標の将来負担比率以外は達成している結果をどのように分析しているのかとただされ、地方交付税が見込み以上であり、支出においても国の対策により臨時的な要素で抑えられたことも非常に大きいと分析している。6 年度以降については人件費の大幅な増加が見込まれており、経常収支比率は上昇見込みというところであるとの答弁がありました。

電算関係の委託料について、ここ数年で一番経費が少なくなっている要因は何なのかとただされ、標準化法に基づき、基幹業務について、標準的な仕様に合わせるための複数年にまたがる事業を繰り越した分もあり、国の予算措置や仕様が定まらない状況にあるため執行できなかったことが大きな要素であるとの答弁がありました。

議会費・総務費。

繰越明許費で、当初予算で予定されていたものがそのまま繰り越された理由と内容をただされ、本庁舎の維持補修工事で、高圧の受電の補修工事を予定しており、コロナ禍により材料の調達ができないということで次年度に繰り越して、今年度7月に終了したとの答弁がありました。

接客、マナーの実践を図るような新人研修として民間企業へ派遣してはどうか、奈良県下では実績はないのかとただされ、接遇、挨拶、電話対応、窓口対応等について、当然のスキルだと思うので、資質向上に努めていきたい。県に確認したところ、県下ではやっているところはつかんでいないとの答弁がありました。

遊休財産の売買可能かどうかの評価の資料はできているのかとただされ、整理はできているが、どのような形で資料の提供ができるか検討するとの答弁がありました。

防犯灯や監視カメラの設置の対策が今後にも必要になるが、防犯対策の計画を持って進めていくべきだが、どのように考えるかとただされ、防犯灯、防犯カメラの必要性は十分認識している。通学路の推進会議等で危険箇所を洗い出し、不審者情報などの通報があった場合など、必要性があると判断した場合は積極的に設置していきたいとの答弁がありました。

防災士養成講座費用が不執行になっていることの理由についてただされ、県に受講の申請をしたが、定員が200名で応募数が400名を超えたため、抽せんとなったが、抽せんに漏れたため参加できず、不執行となったとの答弁がありました。

防災備蓄品が北部支所に相当数あるが、ループ状の道が1本だけなので、地震等で通れなくなるので分散させる必要があるとただされ、北部支所へ行く手段がなくなる恐れがあることから、分散備蓄を増やすように検討していくとの答弁がありました。

4月からオープンしたレイモンドこども園に、福祉避難所として指定の話を進めているのかとただされ、福祉避難所の協力を頂けるように、防災協定の手続を交渉しているとの答弁がありました。

バイパス沿いの商業施設の誘致に伴って、コミバスの停留所の設置について、早い段階から交渉をしていく必要があると考えるがとただされ、事業者にオープン時に乗り入れをし、地域の足として乗っていただけるように協議を進めているとの答弁があった。

民生費。

社会福祉、児童福祉の面で増えた要因と今後の展開をただされ、子どもから

お年寄りまで、幅広く住民の方々へのサービス提供を行った。特に、扶助費などは今後も増加傾向にあるが、適切に必要な方々へ必要なサービスを必要なだけ提供していくことが基本であり、また、こどもまんなか社会の実現ということで、平群町の特色ある事業を含めて展開していきたいとの答弁がありました。

三室園の一部事務組合負担金と老人福祉施設措置費とあるが、措置費の対応策としての負担金なのかとただされ、措置費は、養護老人ホームへ町が措置して入所された方に対する費用であり、一部事務組合負担金は西和7町で一部事務組合を作っており、三室園組合として、養護老人ホーム三室園、特別養護老人ホーム三室園、特別養護老人ホームあくなみ苑の運営に伴う負担金となっており、この負担金については見直しが必要であると認識している。あくなみ苑については、譲渡に向けて交渉されているとの答弁がありました。

介護保険サービス利用等軽減について、令和2年度以降の執行がないのは、利用要件を見直してかなり厳しくなったためで、介護サービスを受けられる状況をつくるために見直しを考えることはないかとただされ、これは低所得者利用の負担軽減事業で、非課税世帯の方、また介護サービスを受けることにより、生活保護基準世帯となる場合に軽減措置をしており、その利用要件については、このまま進めていきたいとの答弁がありました。

障害児施設給付事業費が前年度比1,530万円増となり、決算で1億円近くになるのはどのような状況なのかとただされ、主な事業として、放課後等デイサービス、障害児相談支援サービス等になっており、放課後デイサービスでは、令和4年度と比べると、給付件数が約40件増えている状況であるとの答弁がありました。

福祉医療費の貸付金の利用がされていないことについて、制度自体が利用しにくい制度なのかとただされ、子ども医療費については窓口負担がなく、ほかの医療費助成については2か月後に償還払いをしているので、実績がないような状況である。5年度の申請者は1件あったが、貸付けには至らなかったとの答弁がありました。

子ども医療費の平群町独自で対応している部分についてただされ、令和5年8月から県補助の基準も高校生世代まで拡充され、本年8月から現物給付も始まっており、町独自としては一部負担金部分を負担しているとの答弁がありました。

子ども医療費の受給者が45人減っているが、支出は945万円、17%増加している要因についてただされ、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症へと変更されたことによる感染症の流行によるものと考えたと答弁がありました。

保健師など専門職の職員について、何年後を見据えて計画をするのか、今必要な人数を確保することが一番大事だと思うが、町としてはどういう採用方針を持っているのかとただされ、行政にとって職員とはマンパワーが一番重要であり、大切な部分であり、第一義的に今の町のサービスを停滞させない、一度採用すれば20年、30年と雇用するので、平群町の職員にふさわしいかどうかとも重要視して採用していくとの答弁がありました。

学童保育の民営化の提案をしてから今までの行政の取組をただされ、7月13日の全員協議会以降、7月23日から8月9日までに指導員、保護者等に対して複数回の説明会を行い、8月14日には平群町公式ホームページに説明動画を掲載し、アンケートも行っているとの答弁がありました。

こども園の一時保育が、利用延べ人数1,514人、4年度の1,288人より226人増加している要因についてただされ、就労等が増加の理由と考えており、秋頃から就労等の利用人数が増えている状況であり、一時保育が利用しにくい状況となっているとの答弁がありました。

旧人権交流センターの解体の今後の予定についてただされ、今年度末までに解体工事を完了する予定で、東館のあった用地については、集会所用地や倉庫用地として残すとの答弁がありました。

衛生費。

昨年度に比べ、衛生費は増加しているが、圧縮する努力の成果を見せるために、今後に向けての考え方をただされ、今、キューロの普及に取り組んでいるが、住民への周知は浸透していないので、普及啓発に努め、ごみ減量化に取り組むことが重要である。また、予防費については、町民の健康づくりに努めていただくことにより、その費用は圧縮できる部分もある。それぞれが住民の協力を得ながら周知啓発を行って、必要な部分に十分な予算を充てていき、減らせる部分については減らしていくという方向性で取り組むとの答弁がありました。

各種検診事業の胃がん検診以外は90%から120%であるが、胃がん検診が59%にとどまっている要因は何か、また対象者から見た場合の割合はどのくらいかとただされ、春と秋にほかのがん検診とセットにしているが、バリウムを飲むことなどへの抵抗があるとか、検診バスの中での体の向きを変えたりとかが高齢の方の負担になっていると考える。対象者から見ると、受診者は10%前後であるとの答弁がありました。

一般廃棄物処理基本計画での事業系の数値が増えているが、事業系は住民が出したごみではないが、1人当たりの排出量となっていることについてただされ、バイパス沿いに店舗が増えてきて、そこから排出される事業系のごみは増

えていく。排出量の計算方法は決算統計での出し方が人口で割り戻すという出し方のおりのものであるとの答弁がありました。

キエーロの普及方法は、住民への丁寧な説明と協力のお願いと、また自治会にモニター的にお願いして広げていくしかないと思うがどう考えているかとただされ、4月以降、広報に毎月掲載し、キエーロの普及啓発に努めている。キエーロの利用をきっかけとしてごみ減量をしていただき、冬場の処理が進まないこともあり、家庭用の生ごみ処理機の補助もあるので、家庭に合った処理の仕方を考えていただきたい。また、キエーロの実績は、令和4年度7個、令和5年度200個、令和6年度20個、合計227個であります。6月に1自治会へ出前講座を行い、1名の申請があった。今後もキエーロの推進をしてまいりたいとの答弁がありました。

野菊の里斎場の指定管理について、協定書では清算制となっており、清算して4,200万円という認識でよいかとただされ、実績では4,215万6,776円であり、15万6,776円は初年度ということもあり、町長と指定管理者が協議の上、清算なしとして指定管理者が負担した。次年度以降は清算していきたいとの答弁がありました。

仮置き焼却灰の処理について、処理費用が令和6年度ではフェニックスの単価が改定されたことにより、全量処理をするだけで880万円の値上げになっている。計画的な処理をすべきとただされ、計画的に搬出したいので精査をしているところで、7年度から搬出していきたいとの答弁がありました。

リサイクルステーションで陶磁器類の回収は始まったが、さらにアルミ缶の回収を行い、リサイクルできるものはリサイクルしていく、ごみにしないという姿勢、方向性を持つべきと考えるがとただされ、アルミ缶は売却性が高く、盗難等が想定されるので、今の運営のやり方では検討が必要との答弁がありました。

有料ごみ袋の売上げから自治会のごみ集積所のボックスの購入について、購入補助金を全額負担もしくは負担割合の引上げをしてはどうかとただされ、ごみステーションの補助については変更しないが、ごみのネットを無償で配布している。また、ごみ袋の売払い金は2,160万7,000円で、支出合計は1,355万7,782円であり、内訳は、有価物集団回収助成金に300万円、処理容器の補助に45万円、ごみステーション設置補助に60万円、ごみの分別啓発費に120万円、ごみ袋の作成費に610万円、ごみ袋販売手数料に200万円となっているとの答弁がありました。

農林水産業費・商工費。

森林環境整備事業の予算と決算に乖離があるので、その詳細についてたださ

れ、工事を予定していたが、詳細を検討しているうちに、かなり多岐にわたる使用用途が可能ということで、森林環境整備計画を定めて適正な支出を行うために工事を見合せた結果であるとの答弁がありました。

ふるさと納税の返礼品となり得る特産品の開発見込みについてただされ、現在はふるさと納税を対象にした開発をしている商品はなく、今後は食用バラの開発や、各種お酒の開発も含めて商品開発に努めるとの答弁がありました。

特産品の里の恵や日本酒平群の今年度の製造について引き継がれた酒造会社と連携をお願いしようとしているのか、また今年度の執行についてどのように考えているのかただされ、引き継がれた酒造会社が協議者となり、そちらの考えを聞いた上で、こちらの考えもあるので、協議して決定したい。また、それらを踏まえて、今年度の執行については慎重に協議をした上で検討したいとの答弁があった。

以前は、広域観光環境推進協議会であり、今も新しい事業で継続しているプロモーション事業や商品開発事業ではどのような費用対効果があるのかとただされ、現在はウエスト奈良の事業となり、５年度では大阪舞洲で開催されたツーリズムＥＸＰＯで町のＰＲをしたり、平群を含む１市５町をエリア的に統括した周遊プランをつくったり、地域的・包括的ＰＲを実施しているとの答弁がありました。

生活応援クーポン配布事業でクーポンの換金をされていない方がいるのかとただされ、発行総額として５，５７３万円で、そのうち換金率は９５．５％の換金がされたとの答弁がありました。

土木費・消防費。

道路橋梁保全事業で町の道路の草刈りを行って、きれいなまちづくりは必要と考えるが、次年度以降はどのように推移するのかただされ、住環境の変わらないように職員一丸となって努力しており、業者の手も借りながら美化活動に努めており、次年度以降については創意工夫しながら、限られた予算、限られた人材の中で維持管理に努めていきたいとの答弁がありました。

道路新設改良費で不用額が８，７００万円ほど出ている理由をただされ、工事請負費で６，７００万円の不用額が出ているのは、国の補助がつかなかったことによる一部未執行であるが、工事内容を見直し、縮小して実施したものや、補正により、６年度へ繰り越したものとあるとの答弁がありました。

バイパス沿いに大型商業施設がたくさん進出してきて交通渋滞が危惧されているが、町として全体的な交通シミュレーションを立てる必要があると考えるがとただされ、商店が立ち並んで車の流れ、人の流れの実態をつかんだ上で、総合的にどの部分を改修すべきなのかを検証し、改修部分の計画を立てたいと

の答弁がありました。

住民にとっての生活道路の維持のために、道路パトロールの報告書を基にして予算取りをすることを提案するが、どう考えるかとただされ、道路パトロールは月に２回、１班２名体制の２班で行っており、通行者の安全確保に努めるよう、職員で直せる部分は職員で直し、業者の手を借りなければならない部分は業者の手を借りながら工夫して行っている、また、予算の確保に努めるとの答弁がありました。

下水道事業の繰出金１億５，４００万円の内訳についてただされ、企業債利子分が３，４７９万４，０００円、減価償却分が６，７６０万６，０００円、総務係費分が２，６７３万８，０００円、管路建設改良費分が１，０９９万１，０００円、流域下水道建設負担金分が３万４，０００円、企業債元金分が１，４４２万８，０００円との答弁がありました。

老朽化した木造町営住宅に住む方を改修された町営住宅への特定入居を促進するべきで、予算の確保も必要と考えるがとただされ、既に改修が終わっている１部屋へ入居していただきたいと考えている。毎年、転居の意向調査をしており、今後も住宅を改修し、特定入居を促進していきたいとの答弁がありました。

消防水利弱点地域の解消に向けたプランは、今は消火栓改修だけであるが、再度プランをつくれなかとただされ、平成２８年に消防水利弱点地域解消の年次計画を作成したが、事業計画は実現しておらず、西和消防と協議をし、検討していきたいとの答弁がありました。

教育費。

教育費において、子どもたちを預かり、住んでよかったと思える教育の充実は大事だが、前年度に比べ減額になった要因をただされ、５年度は小中学校管理費でトイレの改修や中学校の長寿命化改修に係る基本設計費の執行を行い、義務教育施設の整備を行った。一方、社会教育の分野において、令和４年度で総合スポーツセンター体育館アリーナのＬＥＤ化工事等を実施したが、令和５年度では大きな事業はなかったことが減額の要因である。７年度に向けて中学校の長寿命化工事が始まり、ＧＩＧＡスクール構想、児童のタブレットの更新などの少し大きな予算が発生する。また、平群町を背負っていただく人の育成という投資と考え、国費をはじめ、財源確保に努めるとの答弁があった。

グローバルな時代であるので、ＡＬＴを増やすことはできないのかとただされ、幼児期に外国語に慣れ親しむことは効果的と認識しており、年間１６から１７回実施しており、こども園行事やカリキュラムなどを踏まえ、現場とも協議し、ＡＬＴ回数増の実現に向けて検討するとの答弁がありました。

くまがしホールの利用において、営利を追求してはいけないのかと運用についてただされ、社会教育法では、公民館は専ら営利を目的として事業を行い、営利事業を援助することは行ってはならないと記載されているが、特定の営利事業に対して、使用回数や使用時間、使用料等に関して優遇するなど、特に便宜を図り、それによって事業に利益を与えることを禁止するもので、公民館が営利事業に関わることを全面的に禁止するものではないとの周知を図っており、それにより、公民館が地域の実情に合わせて柔軟に運営し、より一層活性化するように努力したいとの答弁がありました。

図書館の資料費用が200万円では少な過ぎる。他町では3倍くらいあり、7万冊の目標まで足らないので検討する必要がある。また、予算が前年と同じなのに蔵書数が4,000冊増えている理由についてただされ、予算の増額に努める。また、蔵書の増えた理由は、旧あすのす平群で使用していた蔵書約2,800冊を図書館へ持ってきたとの答弁がありました。

学校給食センターでは、地産地消のため、地元農家から仕入れているが、単価が市場価格より安いと聞くが、現状はどうなのかとただされ、現状では、地元農家の地元野菜のほうが少し安くなっている。学校給食以外でも、道の駅なども仕入れを行っておられるので、そういった価格を参考に、農家の方と話し合いをしていきたいとの答弁がありました。

災害復旧費・公債費・予備費。

公債費比率は努力して結果が出ていると思うが、緊縮財政を心がけながらやり切っていこうとしているのかとただされ、繰上償還3億2,600万円を実施し、公債費の元金償還で10億円を超えると平群町財政は厳しくなるので、9億円台で推移するようにシミュレーションを見ながら取り組んでいきたいとの答弁がありました。

歳入。

町税と地方交付税が増えているが、収入が入ってくる予定を考えながら歳出も考え、予算組みにつなげていると考えていいのかとただされ、町税、地方交付税は歳入で大きな部分になり、国庫補助金等の採択状況も大事である。一方、歳出で予算執行状況並びに今後見込まれる増出分も見極め、必要な予算の優先順位も決め、来年度の予算編成につなげる思いである。当然、収入に見合った支出に変わりはないが、住民サービスの充実のため、財政の健全化もしながら、適切な予算運営に努めるとの答弁がありました。

固定資産税の超過税率は17年続いているが、標準税率に近づける時期が来ているのではないかとただされ、住民に御負担をかけていることに対しては本当に申し訳なく、財政事情はこれから厳しい状況にある。中学校の大規模改造、

庁舎の建設、これからまだまだ財政出動が多く見込める中、もうしばらく財政状況を見ながら検討したいとの答弁がありました。

償却資産に関して、全事業者の調査は完了したのかとただされ、課税標準額が150万円を超えられる事業者については95%把握しており、申告ベースに乗せることができている。引き続き、未申告の事業者に対して申告指導をしていき、規模が大きい事業者を中心に申告内容の確認をするため、実地調査を行いたいとの答弁がありました。

総合文化センターのどんぐり広場では営利目的で使用されていて、なぜ使用料を取らないのかとただされ、条例では使用料を徴収するという規定になっておらず、公民館運営審議会等の意見を聞きながら議論していきたいとの答弁がありました。

討論では、町財政は5年度まで3年間で実質的には14億5,000万円もの黒字であり、若い世代の移住、定住の観点から、ウォーターパークは復活すべきだと考える。また、固定資産税の超過税率は17年間で住民負担は16億円にも上り、少しずつでも引下げを提案してきたが、拒否し続けたことは、住民の立場から到底受け入れられない。住民の安全について、櫟原山林のメガソーラー工事に関わって、下流域や水路の安全確保には消極的で、清掃センター仮置き焼却灰については、財政状況を理由に搬出をストップしていた5年間に、物価高騰やフェニックスの処理単価の値上げなどで、計画より2,000万円から3,000万円も負担増になることが明らかとなった。固定資産税の超過税率の継続、来年度から学童保育運営の民間委託の方針を表明しており、その姿勢は行政の責任を放棄するもので、容認できるものでないことから反対する旨の討論がありました。

一方、あらゆる政策事業について真摯に取り組み、前向きに検討し、財政健全化計画の中で着実に歩んでいると感じている。5年度末地方債残高は約117億円と、4年間で34億円減少させ、4年度と比較し、実質公債費比率は14.4%から12.7%、将来負担比率は156.7%から140.7%となり、各種財政比率も改善されたことは行財政運営の成果であり、大きく評価したい。厳しい財政状況の中、各種住民サービス、定住促進など、人口対策、子育て支援、インフラ施設や学校トイレの改修整備など、予算で定めた主要事業や将来のまちづくりのための施策の実施及び住民福祉の向上に努めた決算となっている。予算作成段階でこれまで以上に十分な精査を行い、不透明で計画性のない流用は行わない予算執行を要望し、賛成する。

また、5年度の事業としては、主にデマンド型乗合タクシーの本格運行に取り組まれ、地域包括支援センターでは、高齢化に伴い増加する相談業務など、

適切な対応がなされた。また、子ども医療費助成事業では、町独自で通院、入院の個人負担分が助成され、子どもの心身健康、福祉増進が図られ、学童保育事業では、指導員不足により、運営上支障を来すことが想定されたため、民間委託している市町村への視察研修にも取り組まれた。以上のことから、緊急財政健全化計画の取組を推進し、効率的な財政運営に努められたことを評価し、賛成する旨の討論がありました。

採決の結果、賛成多数により認定第1号は認定すべきものと決定されました。

認定第2号 令和5年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額2,059万5,703円、歳出総額23万9,021円、歳入歳出差引き2,035万6,682円の黒字決算となっています。

質疑では、相続人不在などの場合どういう形で処理をするのかただされ、競売の手続を進めて落札されればそれを充当する。また、売れなかった場合には4分の3の補助金として不足分が充当されることがあるので、その要件に沿うようにするとの答弁がありました。

審査の結果、認定第2号は全員異議なく認定すべきものと決定されました。

認定第3号 令和5年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額24億6,913万1,700円、歳出総額22億9,841万4,700円、歳入歳出差引き1億7,071万7,000円の黒字決算となっています。

質疑では、子育て支援の一環として、均等割については、国保会計の基金あるいは一般会計からの補助をするなどの検討をしていくべきと考えるがとただされ、子育て支援策は様々であり、町にとって有効なものの検討が必要と考える。また、県単位化により補助等の実施は実質的に無理であるという考え方もあり、これまでどおり行うとの答弁がありました。

討論では、当初予算の時点で国保会計の剰余金は2億円を超えており、令和4年度の減額後も県内で最も高いことから、剰余金を活用して少しでも引き下げるように求めたが、それを拒否してきた。当初予算で単年度4,000万円以上の赤字予算だが、決算は1,182万円の赤字だった。一定額を引き下げる余地は十分あったと判断する。今年度からは県内統一料金になり、町単独での減額はほぼできなくなるが、例えば、子どもの加入者に対して、均等割部分を福祉施策として給付するなど提案したが、それをやる考えはないことから反対する旨の討論がありました。

一方、完全統一目前となる令和5年度は、前年度実施の減税後の税率で事業

運営を行い、両年度共に単年度収支において赤字決算となったが、剰余金の活用で健全な運営が行われている。また、1人当たりの医療費が高いと聞いているが、町単独実施の保健事業において、病気の早期発見、早期治療、重症化防止に向けて、剰余金も活用しながら、健康寿命につなげるような事業実施をお願いして賛成する。

また、国保の安定運営のため、本町も令和6年度に県単一化実施の運びとなった。奈良県では、同じ所得、世帯構成であれば、県内どこに住んでいても同じ保険料水準とすることで、受益と負担の均等が図られることを目標とされるため、本町も県内統一保険税率の改正条例が令和5年度において可決をした。医療費水準を保険税に反映しない奈良県下統一化は、本町にとって、被保険者にとっても大変すばらしい制度の準備がされた5年度であった。よって、賛成する旨の討論がありました。

採決の結果、賛成多数により認定第3号は認定すべきものと決定されました。

認定第4号 令和5年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額3,317万4,121円、歳出総額3,317万4,121円、歳入歳出差引きゼロ円になっています。

審査の結果、認定第4号は全員異議なく認定すべきものと決定されました。

認定第5号 令和5年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額6,488万5,895円、歳出総額6,301万5,196円、歳入歳出差引き187万699円の黒字決算となっています。

質疑では、物価高騰している中、受益者負担の原則により、給食費の変更についてはどのように考えているのかとただされ、予算の範囲内で賄えないぐらいになれば庁内で協議をし、給食の質や量を落とすことなく、安全でおいしい給食を安定的に提供していくとの答弁がありました。

給食残渣は食品ロスとなるので、それを出していかないような取組はしているのかとただされ、管理栄養士が学校に出向き、食育の指導を行っている。また、先生も残さないようにきれいに食べられるか指導を常々行っているとの答弁がありました。

食品ロスの問題で、食べ残しもコストとなるので、どれぐらいの食べ残しが出ているのかとただされ、小学校が年間で2,234キログラム、1日平均で約15キログラム、中学校で845.5キログラム、1日平均で13.8キログラムであり、学校全体では3,079.9キログラム、平均で1日14.7キログラムである。令和4年度よりは少し減らせたとの答弁がありました。

審査の結果、認定第5号は全員異議なく認定すべきものと決定されました。

認定第6号 令和5年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額21億2,323万1,515円、歳出総額21億2,323万1,515円、歳入歳出差引きゼロ円になっています。

質疑では、緊急通報サービスについて、75歳以上の独り暮らしの世帯が843世帯、高齢者のみの世帯が1,067世帯と聞いているが、そのうち3割弱の世帯に設置されていると聞いている。少ない気がするが、今の現状をどのように認識されているかとただされ、利用数増加を図るため、継続的な広報等、また地域包括支援センターでの啓発等をしており、今後も必要な方に必要な利用をしていただけるように努めるとの答弁がありました。

8期の3年間についても、計画ではトータルで3億円の赤字予定だったが、結果的には1億3,000万円に収まった。この点について、どのように分析するかただされ、当初では、被保険者は減少傾向で計画をしたが、被保険者自体は増加して、保険料の増加分があった。交付金等で未確定のため、当初計画には反映されていない国からの補助金等があった。また、公共交通のデマンド型乗合タクシー事業で県の補助金もあり、乖離等があったと分析するとの答弁がありました。

滞納者への対応について、今まで介護保険料を払っていない人に対して、分納誓約や介護保険利用等のペナルティー等の啓発は今後どのようにするかただされ、納付通知にパンフレットを同封し、また、督促状送付時には給付制限等の周知文書を同封しているが、今後、紙の色を変えるなど、目につきやすい工夫を行い、啓発をしていくとの答弁がありました。

審査の結果、認定第6号は全員異議なく認定すべきものと決定されました。

認定第7号 令和5年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は歳入総額1万8,000円、歳出総額1万8,000円、歳入歳出差引きゼロ円になっています。

審査の結果、認定第7号は全員異議なく認定すべきものと決定されました。

認定第8号 令和5年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額5億925万1,964円、歳出総額5億887万1,564円、歳入歳出差引き38万400円の黒字決算となっています。

質疑では、滞納の延滞金等について、町全体で統一的なことをしていない。延滞金はもらうべきものだが、どのように考えているかとただされ、延滞金と

いうのは、滞納されて納付されるときに、その期間に応じて発生し、滞納時点で幾ら発生しているかは確定できず、あくまでも、納められるときに、期間に応じて法定の率を掛けて納付するものと考えたとの答弁がありました。

審査の結果、認定第8号は全員異議なく認定すべきものと決定されました。

認定第9号 令和5年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額1,339万9,853円、歳出総額1,339万9,853円、歳入歳出差引きゼロ円になっています。

審査の結果、認定第9号は全員異議なく認定すべきものと決定されました。

認定第10号 令和5年度平群町水道事業会計決算の認定について

水道事業における事業内容は、給水件数8,197件、年間総配水量は225万5,481立米で、有収水量は182万9,869立米となっています。

決算の状況は、前年度同様に税抜きで報告されています。

まず、収益的収支については、営業収益では3億6,588万2,001円、営業外収益等では1億413万3,837円、収益全体では4億7,001万5,838円となっています。

一方、支出では、営業費用、営業外費用で4億8,501万5,722円、特別損失で2万1,020円、費用全体では4億8,503万6,742円で、収支差引き1,502万904円の純損失となり、前年度繰越利益剰余金6,330万8,315円が計上されており、4,828万7,411円の未処分利益剰余金を翌年度に繰り越すこととなっています。

資本的収支については、収入では他会計補助金853万8,000円、国庫補助金6,648万1,000円及び企業債1億3,400万円となっており、支出では、建設改良費2億929万2,016円、企業債償還金2,981万5,722円で、合計2億3,910万7,738円となり、3,008万8,738円の支出超過となっています。これは、損益勘定留保資金をもって補填されています。

審査の結果、認定第10号は全員異議なく認定すべきものと決定されました。

認定第11号 令和5年度平群町下水道事業会計決算の認定について

公共下水道事業の年度末処理区域内人口1万1,029人、水洗化人口1万443人、水洗化率94.7%となっています。有収水量111万7,564立米となっています。

まず、収益的収支については、税抜きで、営業収益では1億4,254万9,969円で、営業外収益では3億50万8,061円で、収益全体では4億4,305万8,030円となっています。

一方、支出では、営業費用として３億３，６４４万２，４３８円、営業外費用で３，５８８万８，４８０円、特別損失で６，７２０円、費用全体では３億７，２３３万７，６３８円で、収支差引き７，０７２万３９２円の純利益となり、前年度繰越利益剰余金９，６４６万９，６３４円が計上されており、１億６，７１９万２６円の当年度未処分利益剰余金を翌年度に繰り越すことになっています。

資本的収支については、税込みで、収入では下水道負担金１９０万円、他会計補助金２，５４５万３，０００円、国庫補助金１３２万４，４００円及び企業債８，０５０万円の合計１億９１７万７，４００円となっており、資本的支出では、建設改良費４，７０７万４，５４３円、企業債元金償還金１億９，６８２万３，８５１円の合計２億４，３８９万８，３９４円となり、１億３，４７２万９９４円の支出超過となっています。これは、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金、当年度損益勘定留保資金をもって補填されています。

質疑では、緑ヶ丘地区が完了した後、福貴団地地区、初香台地区の調査はしてあるが、今後の敷設管の工事の計画の考え方としてはどのようなになっているかただされ、他の事業との優先順位を見る中で先送りせざるを得ない状況で来ており、今後は、認可区域の見直しも含めて慎重に検討する必要がある、しかるべきタイミングで議会にも相談をするとの答弁がありました。

審査の結果、認定第１１号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託を受けました審査の結果であります。よって決算審査特別委員長報告といたします。

令和６年９月２０日
決算審査特別委員会
委員長 岩 崎 真 滋

○議長

御苦労さまでした。

３時１５分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午後 ３時０１分)

再 開 (午後 ３時１５分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

これより順次質疑、討論、採決を行います。

まず、認定第1号 令和5年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。植田議員。

○7番

それでは、2023年度一般会計決算の認定について、反対の立場で討論させていただきます。

私ども日本共産党議員団は、地方自治体の予算は、その大半が住民の福祉増進に使われていることは十分承知の上で、住民の暮らし応援にとって認められない施策や事業を指摘して、その改善を求める立場から反対するものです。まずこのことは表明しておきたいと思います。

そこで、昨年度、2023年度の決算について、町財政は、この2023年度までの3年間で実質的に14億5,000万円もの黒字が出ています。その主な要因は地方交付税の大幅な増加であります。緊急財政健全化計画については、全く効果がなかったわけではありませんが、同計画のウォーターパーク廃止は、住民の皆さんの暮らし応援や子育て支援の立場から、絶対に廃止してはいけないものでした。今日の財政状況を見れば、若い世代の定住、あるいは移住を進める点でも廃止すべきではなかったことは明白です。今からでも復活すべきだと考えます。

また、財政が大変だからと導入して17年にもなる固定資産税の超過税率。この17年間で住民の負担増は16億円に上ります。この超過税率も財政好転に寄与したことは明らかです。少しずつでも引き下げることを提案してきましたが、町長はこの間、拒否をし続けてきました。今回については、検討すると答弁もありましたが、このまま続けるのは、住民の立場からは到底受け入れられるものではございません。

また、住民の安全についてはどうでしょうか。櫟原山林のメガソーラー工事に関わって、下流域河川水路の安全確保には消極的姿勢に終始しています。事

業執行では、清掃センターの仮置き焼却灰の搬出について、今年度まで５年間、財政状況を理由に搬出をストップしてきました。その後、物価高騰やフェニックスで受入れ単価の値上げなどで来年度から搬出した場合、元の計画時より２，０００万円から３，０００万円もの負担増になることが明らかになりました。これは結果論ではありますが、町行政の姿勢だと言わざるを得ません。

このほか、現在進行形の緊急財政健全化計画には、先ほど指摘しました固定資産税の超過税率を取り続けること、また、来年度から実施しようとしている学童保育の様々な問題が指摘されている中で、この運営を民間委託しようとする方針を表明されています。何でも民間委託の姿勢は行政の責任を放棄するものであり、到底容認できるものではありません。

以上のことから、２０２３年度一般会計決算の認定については反対いたします。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。山田議員。

○１０番

令和５年度一般会計決算について、賛成の立場で討論します。

奈良県から財政の重症警報が出され、県下、また全国的にもワースト上位にある非常に厳しい財政状況である中、早期の改善を目指し、策定された財政健全化計画の着実な推進を図りながら住民ニーズに寄り添い、なおかつ、町の将来を見据えながら行政運営を進めていくという相反する難しい状況の中、平成３１年度末に約１５１億円であった地方債残高は、令和４年度末に約１２７億円、令和５年度末残高は約１１７億円と、４年間で約３４億円も減少させ、実質公債費比率は令和４年の１４．４％から１２．７％に、将来負担比率も令和４年の１５６．７％から１４０．７％となり、その他、各種財政比率についても改善されていることは行財政運営の大きな成果であり、この結果を大きく評価をしたい。

その上で、決算の中身を見てみますと、厳しい財政状況である中、様々な福祉、介護、医療などの各種住民サービス、定住促進などの人口対策、民間こども園の誘致や出産応援・支援など、各種子育て支援の実施、その他、道路、公園、清掃施設などのインフラ施設や学校のトイレ改修などの改修整備などなど、予算で定めた主要な事業や将来のまちづくりのための施策の実施及び住民福祉の向上に努めた内容であることがうかがえる決算となっています。

ただ、本来、目節間の予算流用は議会の議決は不要であり、首長の判断で行うことができることとなっていますが、予算の作成段階で十分精査された予算

であれば予算流用をする必要がなく、流用件数も減少するものと思われます。

今後も、予算作成段階でこれまで以上に十分な精査を行い、流用の上、流用を行う等、不透明で計画性のない場当たりの、荒っぽい流用は行わない予算執行が行われることを指摘、要望し、令和５年度の一般会計決算について賛成いたします。

○議長

ほかにございませんか。須藤議員。

○２番

決算に対して反対する姿勢で討論を行います。

もともと発端が２０１９年にスタートしまして、勾配の偽装問題で工事が止まりました。その後に防災工事をどう進めるかということが大きなテーマになって今日を迎えております。本年に入りましても、６月、７月の梅雨時期には大量の濁水が流れ出てですね、樺台の住民の方などはですね、自分の寝ている部屋の横に濁流が流れると、そういう日常を迎えているんだということを町が認識してるのかなというふうに実は思っています。

対策として取られたのが、ブロックを積む程度のものというね、本当に嘆かわしいというんでしょうか、専門家から見れば、本当に場当たりの対策しか取られていない。本来だったら、防災のためにしっかりした河川改修等が必要にもかかわらず、事業者にもそれを求めずにですね、町としてもそれを県にも要請せず、自らもブロック塀を並べる程度のものですね、そんなんで本当に住民の命が守れるのかと。町長が選挙の際も、それから後も住民の命や暮らしを守る、第一義的に重要だというふうにおっしゃってるにもかかわらずね、平群町では、濁流が流れてきて、ブロックを一つ、二つ置いただけで防げるというふうに考えてるのかというのはね、本当にびっくりする中身なんです。

これに関しては、今回の濁流の件で質問をしたんですが、規制する法律がないから対応ができないと、そんなばかな話はないんですよ。住民から見れば、日常の不安なんですね。それに対して必要な対策が取れないと。黒字が残りましたと、それはやっぱりね、住民に対して本当に冷たい町政だと私は言わざるを得ないですね。

まず、これからですね、今期１０月、１１月にですね、最近は遅れて台風が来てます。たまたまそんな台風が来てないんですが、濁流が出たのもですね、１時間に二、三十ミリ程度なんですよ。夕立程度なんですよ。それで、田んぼの中にも入ったりですね、下流まで濁流が流れ出ると。濃度も一般の環境基準の１０倍以上、そんな濁流が流れているんだと。それに対してなぜ必要な対策を取らないのかということをですね、私は反対の理由として挙げたいと思いま

す。

それから、プールの件に関しまして植田議員が述べられたんですが、この件に関しましてはね、町の財政が大変だというのはもちろん承知の上でお話をしますが、じゃあ子育て世代の方々はね、今年の夏どう過ごされたかというのを、町の運営の皆さん方、お聞きになられているのかなと思います。私は、お知り合いの方や近所の方からいろいろお聞きしましたら、例えば、吉野のほうの川に行きましたとか、長島のすごい大きな設備がありますよね、そこに行ったとか、わざわざプールのあるホテルに出かけたとかですね、プールがなくなったからプールに行くのをやめましたという御家庭はないんですね。その方々が、例えば1家族数万円負担をしたらですね、とんでもない、やっぱり負担を強いてるわけなんです。近くにほとんど交通費がかからない町営のプールがあつてですね、そこでゆったりと時間を過ごせる、こんな大切な時間を奪ってしまってる。その理由が、私は僅かなね、赤字という表現をされましたが、採算が取れてないと表現されましたが、私は必要な経費だというふうに思います。

これも、私、議員になってから何回も取り上げさせてもらったんですが、プールのろ過関係だとか水処理関係、私、職業としてやってます。その目で見させていただきまして、全く問題がないよということも申し上げました。これね、ひいき目で言ったことじゃないんです。ろ過機というのはそういうもんなんです。主に、それプラス、滅菌装置ですね、消毒装置、それが動いておればね、稼働は可能だと私は考えてます。町のほうで本当にしっかりした管理をされて、資産管理をしっかりやった上でメンテナンスをしっかりやっておればね、こんな状況を迎えることはなかったというふうに申し上げてきました。

住民の方が、町が例えば1,000万円減ったとして、若い子育て世代がそのために2,000万円も3,000万円も使ってるんだという現実をぜひ正面から見据えていただいて、もう一度、プールの再開、ぜひ検討いただきたい。来年度の予算ではですね、ぜひそういうことをしっかり考えた上で予算化をお願いしたいということを含めまして、発言を終わります。

○議長

ほかにございませんか。森田議員。

○11番

認定第1号 令和5年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定については、私は賛成の立場で討論いたします。

本一般会計は、予算に対して主要事業は執行されており、加えて言うならば、財政指標の経常収支比率は88.4%と、前年度より2.1%、実質公債費比率は12.7%と、前年度より1.7%、将来負担比率は140.7%と、前

年度より１６％改善されております。よって、本予算に反対する理由がないことから、令和５年度一般会計決算の認定について賛成いたします。

○議長

ほかにございませんか。馬本議員。

○１２番

令和５年度一般会計決算認定について、賛成の討論を申し上げます。

令和５年度の一般会計決算については、歳入総額８１億７，６０３万１，４０６円、歳出総額７８億５，１６１万７，５５２円、歳入歳出差引き額３億２，４４１万３，８５４円となったわけでございます。形式収支におきましては３億２，４４１万３，８５４円で、実質収支は３億１，３９６万３，８５４円の黒字となりました。なお、単年度収支は４，４４７万５，１３８円の赤字となりましたが、実質単年度収支については１億５，６４２万６，８６２円の黒字となったわけでございます。

令和５年度事業といたしましては、コミュニティーバスの運行については、利用者数減少に伴い、町負担額が増加していることから、運行形態について検討見直しが必要であると私は思います。デマンド型乗合タクシーの実証運行終了年度において、本格運行に向けての課題解決に取り組まれたということでございました。

財政状況により、令和２年度より休止した国調の業務は、令和６年度から実質再開に向けての準備事務が行われました。住民の生命、財産を守るための消防水利弱点地域解消計画が整備されることが必要であり、来年度に向け、予算計上されますようお願いを申し上げます。会計処理上、不用額の明確化に努められるようにもお願いを申し上げます。

地域包括支援センターでは、有識者を適切に配置し、高齢化に伴い増加する相談業務などに適切に対応され、高齢者の家族状況、変化などに応じて指導もされております。

子ども医療費助成事業におきましては、町独自の通院、入院の個人負担が助成され、子どもの実質上の健康保持並びに福祉増進に努められました。

学童保育の指導員不足により、運営上支障を来すことが想定されるため、民間委託している市町村への視察研修も取り組まれました。

A L T事業では、グローバル化の時代において、はなさと・ゆめさとこども園の園児に外国語教育の時間帯をより一層実践すべきであり、よって、A L Tの派遣を増やすべきことを求めました。

令和５年度において、緊急財政健全化の取組を推進し、効率的な予算執行に努め、実質単年度収支は黒字となりました。財政構造の弾力性を示す指数であ

る経常収支比率は減少、健全化判断比率である実質公債費比率や将来負担比率の減少など、早期健全化基準には至っておりませんが、効率的な財政運営に努められたことを評価をいたします。引き続き、厳しい財政運営が続くことから、より一層の緊急財政健全化に取り組まれますようお願いし、令和５年度一般会計決算認定について、賛成をいたします。

以上であります。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結します。

これより認定第１号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。よって、本案については委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

続きまして、認定第２号 令和５年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

質疑ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第2号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第3号 令和5年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。植田議員。

○7番

2023年度国民健康保険特別会計の決算の認定については、反対の立場で討論をいたします。

本決算の基となる当初予算時点で国保会計の剰余金は2億円を超えていました。私ども日本共産党議員団は、本町の国保税が2022年度の減税後も県内で最も高いことから、剰余金を活用し、少しでも引下げをと求めてまいりましたが、町長はこれを拒否してまいりました。しかし、昨年度の結果は、当初予算で単年度4,000万円以上の赤字予算でしたが、決算は1,182万円の赤字でした。一定額を引き下げる余地は十分あったことになると思います。今年度から県内統一の料率になり、町単独での減税はほぼできなくなりますが、例えば子どもの加入者に対しての均等割分を福祉施策として給付するなどの町長の裁量でできることはまだあるわけです。このことも指摘をして、昨年度、2023年度の国保会計の決算の認定については反対をいたします。

以上です。

○議長

討論、ほかにごございませんか。山田議員。

○10番

認定第3号 令和5年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

委員会でも述べましたが、平成30年度から国民健康保険制度の県単位化がスタートし、6年が経過しました。完全統一目前となる令和5年度は前年度実施の減税後の税率で事業運営を行ってこられました。両年度共に単年度収支においては赤字決算となりましたが、剰余金の活用で健全な運営が行われていると考えます。また、1人当たりの医療費が高いと聞いております。町単独実施の保健事業において、病気の早期発見、早期治療、重症化防止に向けて、剰余金も活用しながら、健康長寿につなげていただけるような事業実施をお願いいたします。本特別会計決算の認定に賛成をいたします。

○議長

ほかにございませんか。馬本議員。

○12番

令和5年度平群町国民健康保険特別会計決算認定の賛成討論を行います。

国保の安定運営のため、平成24年度から奈良県独自での県広域化の検討が重ねられ、市町村長サミットが進められてきました。平成30年度から県下39市町村長合意の上、県単位化に向け、検討されてまいりました。本町も令和6年度に県単一化を実践する運びとなりました。

奈良県では、同じ所得、世帯構成であれば、県内どこに住んでいても同じ保険料水準とすることで受益と負担の均等を図ることを目標とされるため、本町も県内統一保険税率の改正条例が令和5年度において可決されました。

なお、本町の場合、医療費水準を保険税に反映しない奈良県の完全統一化は本町にとって大変すばらしい方式であると言わざるを得ません。被保険者にとって大変すばらしい制度の準備がされた5年度でありました。よって、令和5年度平群町国民健康保険特別会計決算認定は賛成といたします。

以上であります。

○議長

討論、ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第3号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告

のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数であります。よって、本案については委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第4号 令和5年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第4号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第5号 令和5年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第5号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第6号 令和5年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第6号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第7号 令和5年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第7号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第8号 令和5年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第8号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第9号 令和5年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第9号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第10号 令和5年度平群町水道事業会計決算の認定につ

いての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

質疑ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。
これより認定第10号について採決を行います。
本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告
のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり認定す
ることに決定いたしました。
続きまして、認定第11号 令和5年度平群町下水道事業会計決算の認定に
ついての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。
これより認定第11号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

説明員が入れ替わりますのでしばらくお待ちください。

説明員交代

○議長

続きまして

日程第１２ 発議第６号 訪問介護の基本報酬引き下げの撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うよう求める意見書（案）

についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

発議第６号

訪問介護の基本報酬引き下げの撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うよう求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第１４条第１項及び第２項の規定により提出する。

令和６年９月２０日

提出者 稲 月 敏 子

賛成者 須 藤 啓 二

〃 植 田 いずみ

訪問介護の基本報酬引き下げの撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うよう求める意見書（案）

身体介護、生活援助などの訪問介護は、要介護者やその家族の在宅での生活を支える上で欠かせないサービスである。しかしながら、２０２２年（令和４年）に国が実施した賃金構造基本統計調査等によると、介護職員の給与は全産

業平均を月額 6 万 8, 0 0 0 円も下回っており、人材の流出が懸念されることに加え、ホームヘルパーの有効求人倍率は 1 5 . 5 3 倍に上がっており、人材確保が喫緊の課題となっている。また、民間の信用調査会社による調査では、2 0 2 3 年（令和 5 年）の訪問介護事業者の倒産件数は 6 7 件と過去最多を更新し、在宅介護の基盤の崩壊が懸念されている。

こうした状況の中、2 0 2 4 年（令和 6 年）4 月から訪問介護の基本報酬が引き下げられた。国は訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことを理由として挙げているが、これはサービス付き高齢者向け住宅などの集合住宅に併設し、ホームヘルパーが効率的に訪問できる訪問介護事業者が含まれているからであり、1 戸ずつ訪問してサービスを提供している訪問介護事業者の実態とは大きく異なっている。

また、国は「訪問介護の基本報酬を引き下げても、処遇改善加算は最大で、2 4 . 5 % を取得できるように設定している」と説明するが、既に加算を受けている訪問介護事業所は基本報酬の引き下げ分をその加算で補えず、減収となる可能性は否定できない。

このように既に厳しい経営状況にある訪問介護事業所に追い打ちをかけるような介護報酬改定は更なる人材不足や訪問介護事業者の倒産を招き、ひいては介護崩壊につながるおそれがある。

よって、本町議会は政府及び国会に対し、訪問介護の基本報酬引き下げの撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うよう強く求める。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

以上です。

○議 長

提出者の趣旨説明を求めます。稲月議員。

○ 6 番

それでは、ただいま事務局長より訪問介護の基本報酬引き下げの撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うよう求める意見書（案）を朗読をしていただきました。私からは、本意見書の提出に当たっての趣旨を申し上げたいと思います。

意見書本文にありますように、本年 4 月から介護報酬の改定が行われました。介護を担う労働者の賃金が低過ぎること、待遇改善をするために介護報酬改定を実施したにもかかわらず、これまで訪問介護は収益率が高いということで、今回、介護報酬を 2 から 3 % の引下げを実施したのです。

訪問介護は利用者宅まで出かけていき、利用者のニーズに合わせたきめ細かなサービスを提供するという大変手間暇のかかる仕事であり、また経験も必要

で、成り手不足が深刻な現場でございます。在宅介護系報酬を引き下げることには、厚労省における審議においても様々な反対意見が述べられ、全国の事業所など、現場から、それから業界団体、医療関係団体などからも、こういった引下げを中止せよとの声が既にたくさん上がりました。しかし、強行され、今年4月からの改定となりました。訪問介護事業者の閉鎖が相次ぎ、自宅に介護者が入ってくれなくなった、生活ができなくなってしまう、こんなケースが全国で大きく増えました。特に地方都市、中山間部あたりでは特に深刻で、1か所しかなかった訪問介護事業所が改定のあおりで経営ができなくなり、倒産をしてしまうなど、報道がされております。

平群町においては、閉鎖をされたところは今のところないというふうに聞いております。しかしながら、このあおりを食って大変経営に困っているという実情もございます。特養に入りたくても入れない、何とか訪問介護に来てもらって、やっと生活をしておられる高齢者の皆さんにとって、こういった事業所がなくなり、サービスが受けられなくなる、介護が受けられなくなる、こういった状態をつくることなどはあってはならないことです。このような改定については一日も早く撤回をし、介護報酬の引上げ、これができるように再改定をしてもらえるよう、本議会としても皆さんの御賛同を頂き、この本意見書を採択をしていただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長

これより、本案に対する質疑に入ります。森田議員。

○11番

提出者に質問いたします。

倒産67件というふうにあります、具体的に倒産理由が分かれば。

○議長

稲月議員。

○6番

そのあんまり細かなところは私は知り得てはおりません。新聞報道など、報道を見る中での知識であります。そしてまた、こういう事業者の団体というか、社保協などに連絡をさせていただき、実情をお伺いするというようなことでしか、具体的などころでは知り得ていないところです。

倒産件数というのは、今年の上半期なんかでは介護事業所の倒産が81件になってると。これが最多となったというふうな報道もございます。やはり、報酬の引下げというのは非常に大きな倒産原因になってるのではないかというふうに考えられます。これは、今年になってこの改定が行われて即起こってきた

というわけではない、数年前から非常に経営が苦しくなってきた。介護労働を担ってくれる担い手の労働者、ここの本文にもございますように、求人倍率というんかな、求人する人はたくさんの求人をお願いをしてるわけですがけれども、なかなか応じてもらえない、人が足りないという状況が非常に続いてきているというの也有ります。その理由には、やっぱり給料が安い、賃金が低いということが大きな原因になる。それについても、この改定がされ、引き下げられたということは非常に大きな影響を与えているのではないかと私は思います。

○議 長

ほかにございますか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論ございせんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより発議第6号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することにいたしたいと思いますが、異議ございせんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、発議第6号 訪問介護の基本報酬引き下げの撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うよう求める意見書（案）については、原案どおり関係行政庁へ送付することに決定いたしました。

続きまして

日程第13 委員会の閉会中の継続調査の件
を議題といたします。

議会運営委員会委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された事件については全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たりまして、御挨拶をお願いいたします。西脇町長。

○町長

9月定例会閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

9月3日より本日まで、18日間の長期間にわたりまして、令和5年度の決算をはじめ、全ての上程議案につきまして慎重に審議を頂き、可決、認定、同意を賜り、誠にありがとうございました。

今議会は決算議会でもあり、平群町として、1年間、鋭意取り組みました事務事業の成果や総括について、議員各位の御審議を頂き、各会計の決算についても承認を賜りました。会期中の本会議並びに委員会審議を通じまして賜りました貴重な御意見、また一般質問におきまして、町政の各分野への多数の御質問を頂きましたが、いずれも厳正に受け止め、現状並びに課題の所在を十分に認識し、平群町発展のために努めてまいり所存でございます。

令和6年度も残り半期となりましたが、予算執行においては、それぞれの事務執行に十分意を払い、緊急財政健全化計画を着実に進め、財政健全化に努めてまいります。

議員各位におかれましても、健康には十分に御留意いただき、引き続き、平群町発展のために御活躍を頂きますよう祈念いたしまして、9月定例議会の閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長

これをもって令和6年平群町議会第4回定例会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 3時59分)